

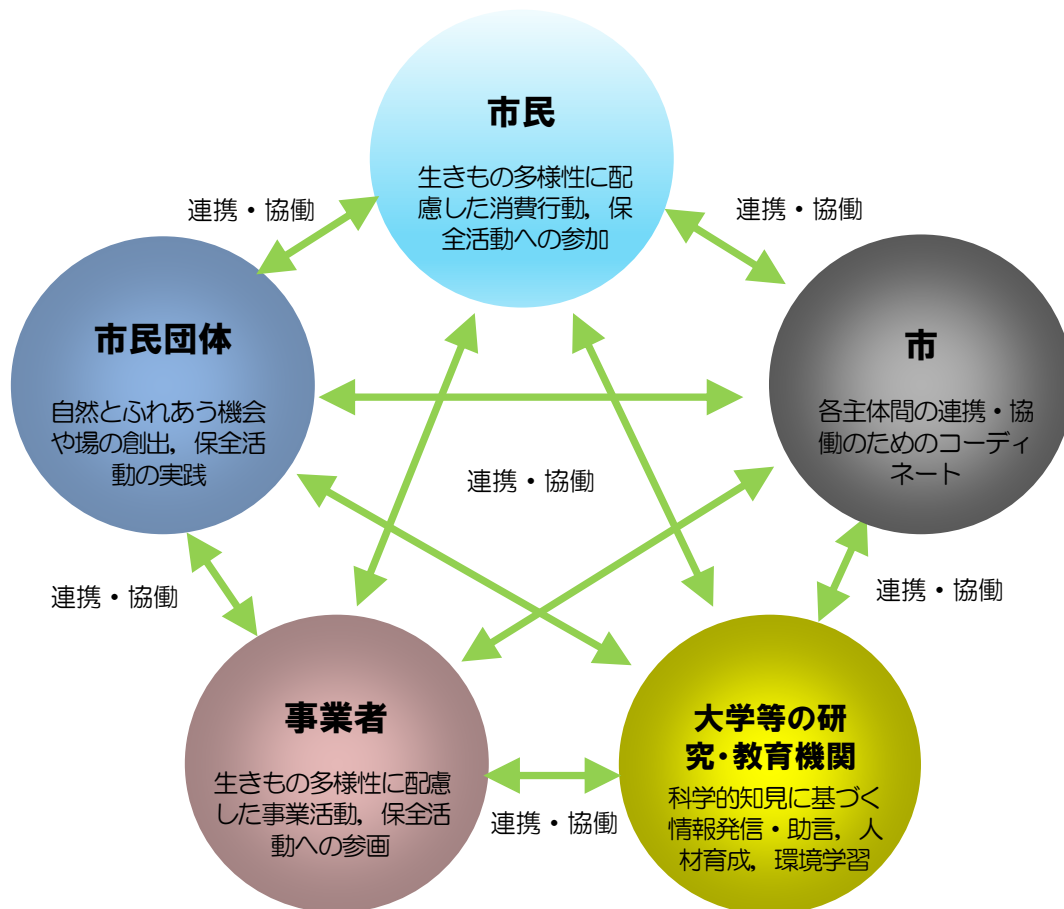
6 推進体制と進行管理

6.1 推進体制

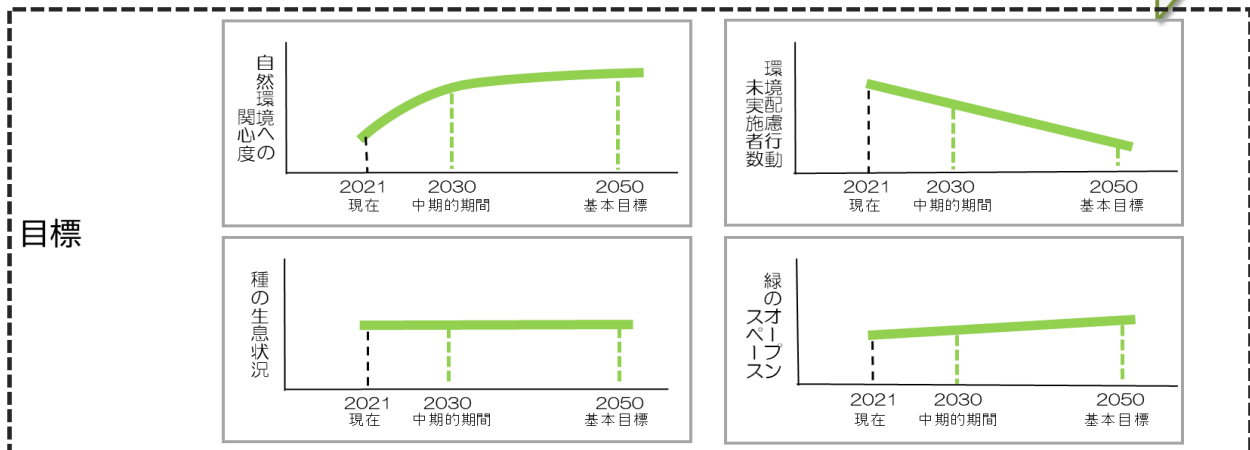
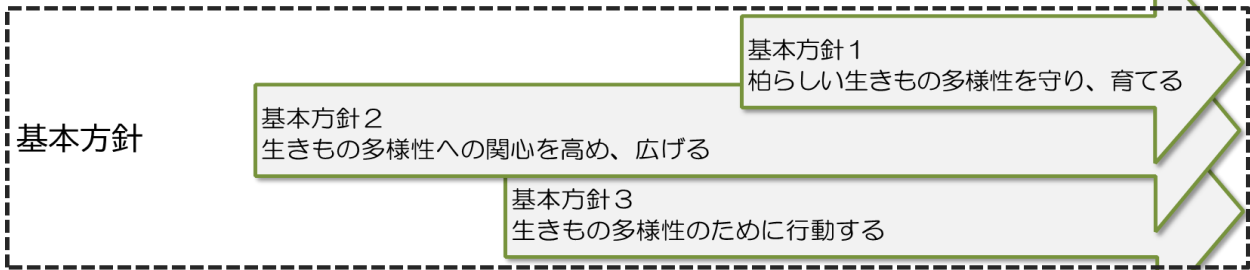
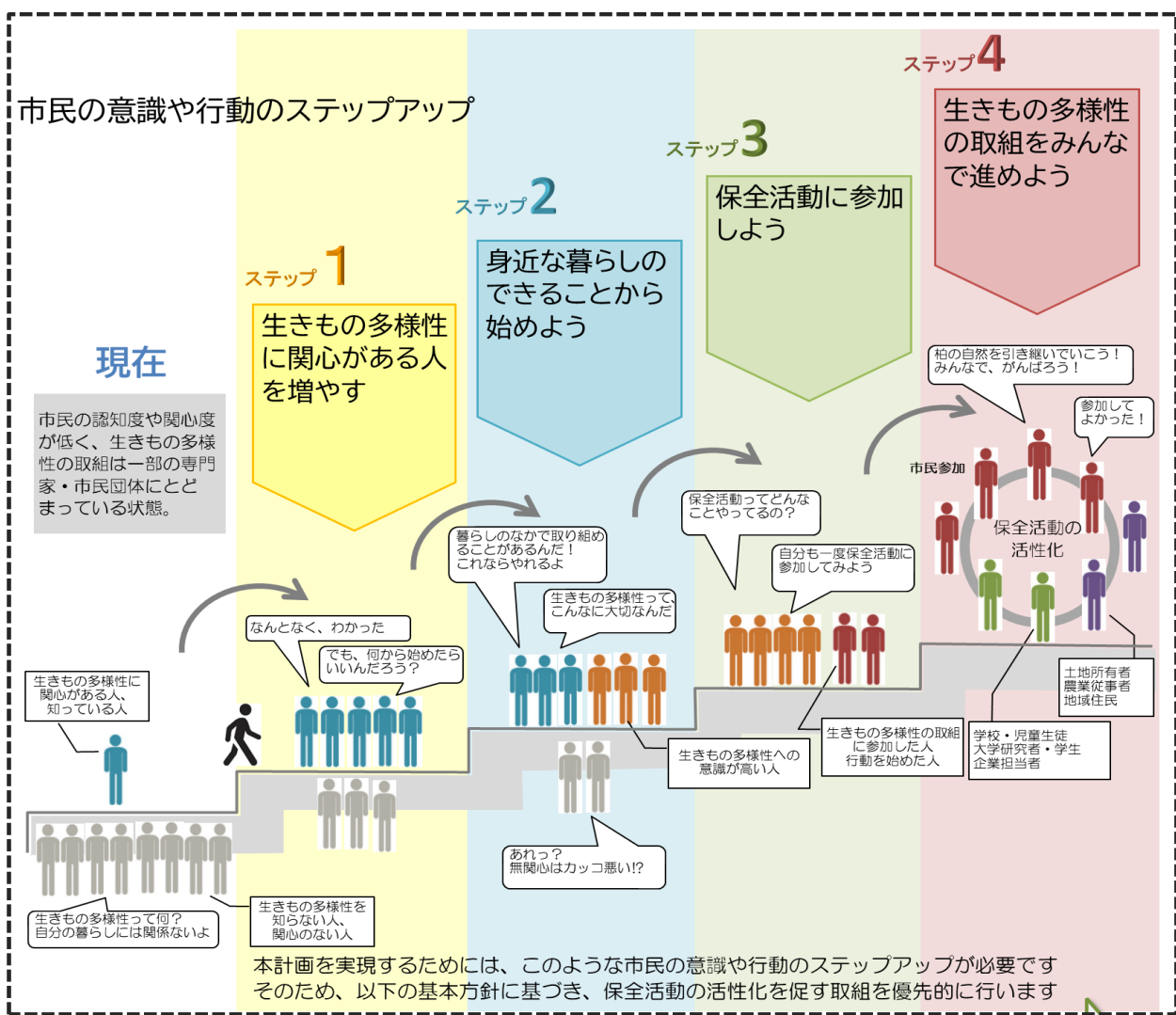
本プランを実現するためには、市民の意識や行動を高めていく4つのステップが必要となります。これは、市民や事業者などの地域関係者、研究・教育機関などがみんなで生きもの多様性の保全に取り組み、市民等が主体的に活動を継続する形を目指すものです。そのためには多くの主体の参画・協働が必要であり、その活動をより効果的に行うための体制整備を行い、次頁に示すとおり、本プランの基本方針に基づき、市民の意識向上及び保全活動の活性化を促す取組を推進します。

「かしわ環境ステーション」は、柏市環境基本条例第21条第3項に基づき整備された施設であり、環境の学習や研究の場として、また、環境保全活動を行う市民や団体の交流の場として利用できるものであり、生きもの多様性に関する普及啓発、環境教育、研究、情報発信及び人材交流など、本施策の拠点として活用します。

市域に存在する自然や生息する生きもの、保全活動団体等に関する情報を広く市民や事業者等へ発信・共有することを通じ、生きもの多様性の重要性やそれが直面する危機への理解を深めてもらうことで、多様な主体との連携・協働が進み、環境保全活動や生きもの多様性に配慮した行動が広がることを目指します。



◆市民の意識や行動のステップアップと基本方針等との関係



6.2 各主体の役割

本プランの将来像の実現に向け、市民一人ひとりが生きもの多様性の重要性について理解し、それらに配慮した生活を行うことが求められます。市民や事業者などの様々な主体が、それぞれ有する特性を活かして保全活動へ参画し、それぞれの役割を果たすことが期待されます。

(1) 市民の役割

生きもの多様性に関する活動の主役として、次のような行動が期待されます。

- ・自然とのふれあい、自然を体験することを通じた生きもの多様性の重要性の理解やイベントの参加
- ・生きもの多様性保全活動への参加
- ・生きもの多様性に配慮した消費行動の実施

(2) 市民団体の役割

保全活動の牽引役として、次のような役割が期待されます。

- ・自然観察会や展示会など、自然とふれあう機会や場の創出
- ・生きもの多様性を保全するための活動の実践

(3) 事業者（企業や農家）の役割

生きもの多様性に大きな影響を与える主体として、次のような役割が期待されます。

- ・調達、生産、流通、廃棄などあらゆる事業活動が生きもの多様性に及ぼす影響の把握及び開発事業や原材料の利用などにおける生きもの多様性に配慮した事業活動の推進
- ・生きもの多様性保全活動への参画、活動団体への支援等

(4) 大学等の研究・教育機関の役割

生きもの多様性に関する専門的な知見・情報を活かし、次のような役割が期待されます。

- ・最新の科学的知見に基づく情報の発信等による市民等への普及啓発や支援
- ・生きもの多様性に関する専門知識や技術を有した人材の育成
- ・生きもの多様性に関する環境学習の推進

(5) 市の役割

生きもの多様性に対する保全意識の浸透を市内において進め、市のさまざまな施策を生きもの多様性保全の視点で横断的かつ総合的に捉えた上で、生物多様性国家戦略及び本プランに基づく施策の実行や、各主体の生きもの多様性に関する活動の支援など、生きもの多様性の保全と持続可能な利用の取組を計画的に推進していきます。

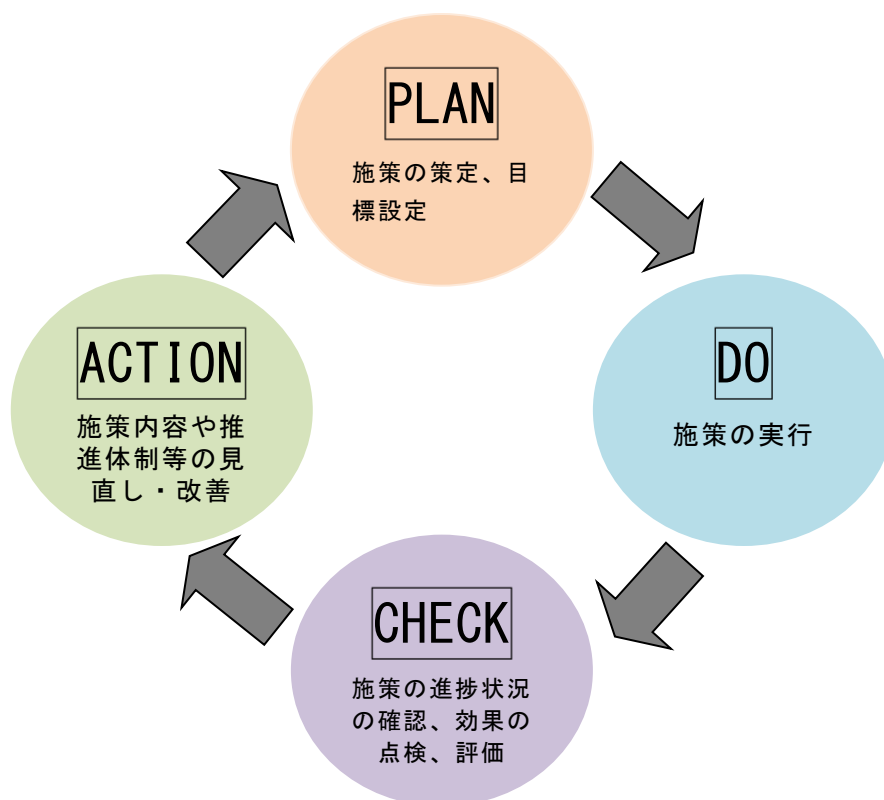
また、利根運河や手賀沼に関係する施策のように、多くの自治体や機関で構成されたプロジェクトでは、関係者と協働しながら連携した取組を推進していきます。

6.3 進行管理

本プランに掲げる施策は、本市の行政全般に関わるものであり、計画の推進のためには全庁的な取り組みが必要です。庁内における横断的連携により、本プランに基づいて実施される庁内各部署の各種事業の進行状況に関する情報を収集・点検するとともに、計画の効果的な推進に向けて連携・強化を図り、点検した結果は、事務局（環境政策課）が環境審議会に報告します。

また、利根運河や手賀沼に関係する施策のように、多くの自治体や機関が関係するプロジェクトでは、そのプロジェクト毎の連絡調整組織を活用し、国、県及び関係自治体等との連携を図ります。

なお、施策の策定やその方向性を点検するために中期的期間（2030年）を設定しますが、本プランの見直しは概ね5年毎に行うものとし、新たな環境問題や社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じた見直しを行います。



| 進行管理 | 内容 | 主体 |
|-----------|---------------------|------------|
| 1. PLAN | 施策の策定、目標設定 | 市民等、事業者、行政 |
| 2. DO | 施策の実行 | 市民等、事業者、行政 |
| 3. CHECK | 施策の進捗状況の確認、効果の点検、評価 | 環境審議会 |
| 4. ACTION | 施策内容や推進体制等の見直し・改善 | 環境政策課 |